

会員登録制度について

1. 道場入門と会員登録制度

全国の各支部道場に入門する皆さまは、支部道場への入門^{*1}と同時に、新極真会の「会員登録制度」にもとづき、総本部への会員登録をしていただきます。この制度は、当会の支部長道場長をはじめとして、指導員、道場生、支持者の皆さまを新極真会会員として登録し、会員情報を一元管理するものです。

※1 支部会費(月謝等)は各支部道場規約に準じます。

2. 登録の手順

会員の皆さまは入会手続きの完了後、総本部に登録され、当会専用サーバーで会員情報が集中管理されます。段級位の認定は本制度下で行われますので、昇級昇段審査や各種選手権大会への参加には、この会員登録が必須となりますのでご注意ください。支部道場に入門した方は、別紙の「入会申込書」に必要事項を記入の上、写真を添えて支部長道場長に提出して下さい。個人情報保護には十分留意しておりますので、漏れなく記入をお願いします。



3. 会員区分と年会費

普通会員: 11,000円 個人入会の会員
家族会員: 11,000円 1家族で複数名入会されている会員 (年会費は1家族で11,000円になります)^{*2}
SC会員: 3,300円 スポーツクラブ会員 (昇級審査や大会出場の資格を得られます)
サポーター会員: 11,000円 新極真会O Bや当会の趣旨に賛同して下さる方
◎支部道場を休業中の場合でも年会費はお納めいただきます

※2 家族会員では年会費を納める会員を「家族会員A」とし、それ以外を「家族会員B」として区分します。またご夫婦以外で構成される家族会員はA会員またはB会員が20歳以上になった場合、普通会員に区分変更する必要があります。

4. 年会費の振替

総本部では毎月末(必着)を締切日として、当月分の入会申込書を受付します(支部道場を経由しての受付となりますので、当月分受付とならない場合がありますことご了承下さい)。年会費はこの後(書類不備がない場合)、翌々月8日にご指定の口座から振替されます。振替後の通帳への印字は「シンキョクシンカイ」となります。3回以上連続して年会費の振替が出来ない場合は、会則により退会処分となる場合がありますのでご注意ください。なお、初年度年会費は入会時にお支払義務が発生しますのでご了承下さい。

入会翌年からは、所定の退会手続きを完了しない限り、毎年1度初回の振替月8日に自動的に年会費を振替します^{*3}。会員資格は、この振替完了をもって取得(更新)するものとし、振替後1年間を有効期間とします。口座不備などの理由で振替が遅れた場合でも、有効期間は当初の振替日から1年間となりますのでご注意ください。年会費が未納の場合は、会員資格が失効となります。この期間中は、各種の会員特典を付与されない、昇級昇段ほかの履歴が保留扱いとなる、などの場合がありますので併せてご注意ください。

※3 退会時は所定の申請書に会員証を添付し、必要事項をご記入の上で総本部事務局までご郵送下さい。その際、年会費の振替月日(会員証券面記載)を必ずご確認下さい。振替月の前々月末までにご提出いただきますと当年度の年会費振替が停止できます。退会時に添付していただく会員証を紛失された場合は、1,100円(再発行料相当分)をお支払いいただきますのでご了承下さい。退会申請がない、また振替月の前々月末までに申請が受理できなかった場合、年会費は自動的に口座振替され、ご返金は致しかねますのでご注意ください。

5. 特典

- ① 道場生傷害補償制度の適用
 - ② 写真入り会員証の発行(氏名はヘボン式ローマ字で記載されます。年会費口座振替後、翌月中旬に登録のご住所へ発送しますので、必ずご確認下さい。)
 - ③ 会報(年一回)の発行
 - ④ 各種選手権大会(総本部主催)のチケット購入者への特典
 - ⑤ 提携企業での割引特典
- ◎SC会員は②⑤のみご利用いただけます



6. 年会費の用途

お納めいただいた年会費は以下のような活動に役立てられます。

- ・道場生傷害補償制度の運用
- ・会員登録システムの運用
- ・会員証や会報等の発行、その他の会員サービス
- ・国際大会をはじめとする各種選手権大会の運営費
- ・骨髄バンクチャリティーなどの社会貢献活動
- ・世界各国での空手道普及活動
- ・ユースジャパン選手・オールジャパン選手の強化プログラム費
- ・各種メディアへの広報宣伝活動



7. お問い合わせ

NPO法人 全世界空手道連盟新極真会 総本部事務局 会員登録係
〒162-0814
東京都新宿区新小川町9-20 新小川町ビル2F
TEL 03-3268-5677(専用ダイヤル)
FAX 03-3268-5688
受付時間 月曜～金曜(祝祭日を除く) 10時～12時 13時～18時





会 則

【 定義 】

第1条

1. 本会則によって定める条項はNPO法人全世界空手道連盟新極真会(以下、本会という)に適用されるものとする。
2. 当会に加盟する公認支部道場(以下、支部という)の会則(以下、支部会則という)は別途定めるものとする。

【 目的 】

第2条

1. 本会は本会則に則り、本会会員が空手道修行を通じて会員相互の親睦と空手生活の充実を図り、本会が使命とする空手道を通じた青少年育成、社会貢献、国際交流を振興していくことを目的とする。
2. 前項の遂行には、各種選手権大会(世界大会、世界W制大会、他)の開催、海外への指導員派遣による世界規模での空手道の普及活動、骨髄バンクチャリティなどの積極的な社会活動、武道教育の推進による青少年の健全育成等を行う。

【 管理運営 】

第3条

本会は、東京都新宿区新小川町9-20を総本部とし、その管理運営にあたる事務局を総本部内におく。支部の運営は各支部にて行うものとする。

【 会員制度 】

第4条

1. 本会は会員制とする。
2. 本会に入会する者は、本会則を承認し、本会則に基づく諸契約を本会と相互に締結しなければならない。
3. 会員の特典については別に定める。
4. 本会(支部も含む)が開催する各種選手権大会や昇級昇段審査に出場、あるいは受賞するには、本会会員資格を有する必要がある。
5. 支部への入会や支部施設の利用については別途支部会則に定めるものとする。

【 入会資格 】

第5条

本会所定の確認書提出により、本会諸施設の利用に耐え得る健康状態であること及び下記「反社会的勢力でないことの表明」を自らの責任において本会に申告した者。

【 会員資格 】

第6条

1. 第4条第2項の契約が完了し、規定の年会費の納入により、会員資格を取得したのものとする(会員資格は納入日より一年間有効)。
2. 会員資格の更新は、年会費の納入をもって行われるものとする。

【 未成年者の取り扱い 】

第7条

未成年者が会員になる時は、その保護者の同意のもと申し込まれたものとする。この場合、保護者は自ら会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

【 入会手続き 】

第8条

1. 入会する時は、所定の申込書により入会申込みを行い、本会の承認を得た上、会員区分に従って所定の年会費を本会に払い込み、入会手続きが完了する。
2. 前項の手続きが完了したのち、会員には会員証を貸与するものとする。

【 会員資格譲渡 】

第9条

本会の会員資格は他に譲渡できない。

【 年会費 】

第10条

1. 会員区分に従う年会費は別に定める。
2. 会員は別に定める年会費納入期日までに、それぞれの会費を払い込まなければならない。
3. 一旦納入した諸会費は返還しない。

【 会員資格の喪失 】

第11条

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員として如何なる権利も喪失する。その場合、速やかに会員証を返還しなければならない。会員は会員証を返還するまでは、年会費および諸費用を支払う責を負い、本会はこれらを請求する権利を有する。

1. 会員の都合により退会を申し出、本会がこれを承認した場合。
2. 第12条により除名された場合
3. 会員本人が死亡した場合

【 会員除名 】

第12条

会員は次の各号に該当する場合、本会はその会員を本会から除名することができる。除名されたものは、その会員資格を喪失し、会員として如何なる権利も喪失する。その場合、速やかに会員証を返還しなければならない。会員は会員証を返還するまでは、年会費及び諸費用を支払う責を負い、本会はこれらを請求する権利を有する。

1. 本会の会則及び諸規則に違反した場合
2. 本会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、本会会員としてふさわしくない行為をした場合
3. 年会費、及び諸費用の支払いを怠った場合
4. 下記「反社会的勢力でないことの表明」に違反した場合、又は虚偽の申告をした事が発覚した場合

【 諸費用の変更 】

第13条

本会は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用を社会経済情勢の変動に応じて変更することが出来る。

この場合、本会は一ヶ月前までに全会員にこれを告知する。

【 会則の改定 】

第14条

本会は、会則等の改定を行うことができる。尚、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

【 同意承諾 】

第15条

本会に入会する者は、本会入会書に署名をした時点で本会則に同意承諾したものとする。

■ 暴力団等反社会的勢力排除宣言 ■

NPO法人全世界空手道連盟新極真会は、暴力団、暴力団関係企業又はこれらの密接交際者等の反社会的勢力からの被害防止を図り、青少年育成や社会貢献等その社会的責任を果たすために、次の事項を基本方針として暴力団等反社会的勢力の排除に取り組みます。

1. 暴力団等反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。
2. 暴力団等反社会的勢力とは、商品及びサービスの提供 その他一切の取引を行いません。
3. 暴力団等反社会的勢力による不当要求は、断固拒否します。

■ 反社会的勢力でないことの表明 ■

〈会則第5条・第12条4参照〉

1. 現在、暴力団員・暴力団準構成員・総屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
 2. 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴会の信用を毀損し又は貴会の業務を妨害する行為等を行いません。
- なお、上記1、2のいずれかに該当する、又は1に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、会員除名されても異議申立てをいたしません。

■ 年会費に関する重要事項 ■

1. 初年度分は本来入会時にお納めいただくものですが、振替の都合により後日頂戴しております。よって、振替前に退会される場合でもお納めいただきます。
2. 退会の際は、振替月の前々月末までに各種申請書に会員証を添えて会員登録済まで提出してください。退会届が到着しない場合、登録は自動更新となり、年一回振替されます。一度お納めされた年会費のご返金はいたしかねます。なお振替日は、会員証券面の発行日に準じます。